

## 第9章 保健医療計画の推進体制

和歌山市地域保健医療計画を推進し、市民がいつでも、どこでも、平等に保健や医療についてのサービスを受けられるようにするためには、市民の理解と協力のもとに、行政関係者と保健医療関係者との一体的な取組が必要です。

そのためには、市民にこの計画の内容を十分に周知することと関係者からなる計画を推進することが重要です。

### 1 計画の周知

市民の理解と協力を得るために、市のホームページや広報紙などを活用して市民に本計画の内容を周知します。

### 2 計画の推進体制

#### (1) 計画策定と推進

保健医療関係者を構成メンバーとする「和歌山市地域保健医療協議会」における協議を通じて、専門的・科学的知見に基づき計画が策定されるように努めるとともに、関係機関等と連携を取りながら計画を推進します。

#### (2) 進捗管理と評価

ア 本計画の各分野における目標達成のため、1年ごとに計画の進捗管理調査を実施します。

イ 調査の結果は、和歌山市地域保健医療協議会等で報告し、評価、検討を行い、必要に応じて計画を見直します。